

特定非営利活動法人 りんご会

りんごの木

# 運 営 規 程

## 運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 特定非営利活動法人りんご会が開設するりんごの木（以下「事業所」という）が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前 4 項のほか、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 りんごの木
- (2) 所在地 横浜市戸塚区南舞岡三丁目 2 番 7 号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に置く職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 名（常勤職員、ただし精神保健福祉士と兼任）  
施設長は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指示を行う。
- (2) 指導員 3 名（常勤職員 1 名 非常勤職員 2 名）  
指導員は、事業計画の作成と事業の実施、利用者の心身の状況等の把握と援助計画の作成、利用者への日常生活上の支援及び相談、事業所運営に必要な事務を行う。
- (3) 会計 1 名 月次決算、及び年間決算等の会計事務及び監査

- (4) 嘱託医 1名 利用者の援助に関するアドバイス及び精神保健福祉全般に関する職員へのアドバイス

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間、休日は、次のとおりとする。

- (1) 開所日  
月曜日から金曜日まで
- (2) 開所時間  
午前8時45分から午後4時45分まで
- (3) 年間の休日  
事業所の休日は次の通りとする。ただし、特別の事業により他の日に振り替える事がある。
  - ア 土曜日・日曜日・祝日、
  - イ 国民の祝日・休日
  - ウ 夏季休暇5日間
  - エ 年末年始休暇(12月28日から1月3日まで)

(利用定員及び利用対象者)

第6条 利用定員及び利用対象者は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 30名
- (2) 利用対象者 精神的な病から回復および途上にある人達で、当施設の利用を希望し、市内に在住、精神科医療の継続、主治医の了解、そして利用契約に合意した人を対象とする。

(地域活動支援センター(精神障害者地域作業所型)の内容)

第7条 事業所は、利用者の充実した日常生活及び社会参加の促進を図るため、利用者に対し創作活動又は生産活動の機会の提供及び利用者の就労意欲の向上並びに対人関係・生活習慣等の改善を援助するため、以下の活動を行う。

- (1) プログラムの実施
  - ① 菓子の製造・関連作業および販売
  - ② 園芸作業
  - ③ スポーツ(フットサル)
  - ④ その他のプログラムおよび行事
- (2) 上記プログラムを通して利用者に対し個別援助計画に添った援助を行なう。
- (3) 相談援助・健康相談の実施

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 事業所は、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

(1) レクリエーション参加費

(2) その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常費用となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの

2 事業者は、前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った利用者に対し当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

3 事業者は、本条第 1 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、横浜市内全域とする。

(サービスを利用にあたっての留意事項)

第 10 条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動をおこなってはならないものとする。

詳細は別紙記載

(緊急時における対応)

第 11 条 事業所の従事者は、事業の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するとともに、施設長に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害時の対策)

第 12 条 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、利用者及び従事者その他関係者を対象に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 当事業所の避難場所は横浜市立南舞岡小学校（横浜市戸塚区南舞岡 4 丁目 15-1）となります。

(苦情解決)

第 13 条 事業所は提供した事業に関し、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、横浜市が行う文書その他の物件の提出又は提示の求めに応じなければならない。

また、横浜市の職員からの質問又は照会に応じるとともに、市町村が行う調査に協力し、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定より行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、横浜市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従事者の資質向上のための研修（前項に規定する障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、利用者に関するサービス、従事者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しな

なければならない。

- 5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該事業を提供した日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 事業計画
  - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等に係る記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況および事故に際して採った措置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人与事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は2012年（平成24年）4月1日から施行する。

- |      |                  |                                     |
|------|------------------|-------------------------------------|
| 一部変更 | 2015年（平成27年）3月1日 | （通所保険事業所変更）                         |
| 一部変更 | 2017年（平成29年）4月1日 | （第4条 菓子講師削除）                        |
| 一部変更 | 2018年（平成30年）4月1日 | （横浜市統一規程に照らし合せて変更）                  |
| 一部変更 | 2020年（令和2年）4月1日  | （開所時間・プログラムの変更・避難場所追加・杉の子クラブに関する削除） |

## 第9条別紙

当施設を利用する際に守っていただきたいこと

(1) お互いに気持ちよく過ごすために言うまでもなくりんごの木は一つの社会です。より良い人間関係作りは社会生活の基本であり、今後の重要なトレーニングになります。特に相手を傷つけたり不快にさせる言動は慎み、一人ひとりが気持ちよく過ごせる場になるようくれぐれもお願いします。

もちろん、飲酒しての通所も禁止です。

また、政治的・宗教的な勧誘などは控えていただくとともに、施設外においてもお互いの配慮をお願いします。

(2) 衛生面について

りんごの木では主に菓子製造を行なっています。食品を扱う以上当然のことですが、衛生面には格段の注意をお願いします。(資料参照)

(3) 喫煙について

喫煙は所定の場所のみで吸って下さい。また、歩行喫煙およびバス停など公共の場所での喫煙は遠慮して下さい。

(4) 地域の方々について

りんごの木は開設当初から地元の人々の多大な協力をいただいて日々の運営を行っています。また、当施設には地域の方を始めとして様々な人が来所されます。言うまでもないことですが、挨拶を始めとして礼儀をわきまえた態度で接して下さい。

(5) 通所保険（訓練事業所総合補償制度の傷害補償・・・ぜんかれん共済会）について

りんごの木で過ごしている時や通所途中でのけがや事故の際、さらには家庭でのけがを含めた24時間対応の障害補償があり、当施設としては加入されることをお勧めします。

なお、当施設は訓練事業所総合補償制度の訓練事業所火災補償および施設賠償補償に加入しています。